

高知県林地崩壊防止事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第17条 【略】</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱の改正は昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度事業から適用する。</p> <p><u>2</u> この要綱の改正は平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。</p> <p><u>3</u> この要綱の改正は平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p><u>4</u> この要綱の改正は平成18年6月8日から施行し、平成18年度事業から適用する</p> <p><u>5</u> この要綱の改正は平成22年8月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。</p> <p><u>6</u> この要綱の改正は平成25年6月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。</p> <p><u>7</u> この要綱の改正は平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p><u>8</u> この要綱は令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>9</u> この要綱は令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p>	<p>第1条～第17条 【略】</p> <p>附 則</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は平成18年6月8日から施行し、平成18年度事業から適用する</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は平成22年8月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は平成25年6月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱の改正は平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p>

高知県林地崩壊防止事業補助金交付要綱 新旧対照表

<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</u></p>	<p><u>【追加】</u></p>
--	--------------------